

第24期第28回農業委員会総会

◇日 時

令和4年10月14日（金）午後2時00分

◇場 所

昭島市役所庁議室

◇出席委員

1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄  
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和  
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治  
13番 野島喜博

◇欠席委員

◇議事録署名委員

8番 篠 吉和 9番 指田 貞芳

◇事務局

森田事務局長 飯島農政係長 書記 小湊

◇会議に付した事項

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について  
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）

議 長

それでは、只今から、第28回農業委員会総会を開催します。  
本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は  
8番 篠委員 9番 指田委員 を指名します。

議 長

これより本日の議事に入ります。  
本日の総会議案は、  
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について （3件）  
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について （専決） （1件）

議 長

それでは、議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積231㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積33㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積181㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積89㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積257㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積366㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積42㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積287㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積350㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積161㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積155㎡ 面積合計2,152㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年8月31日から令和4年9月30日まで 備考 平成25年9月13日付相続税納税猶予適格者証明発行

議 長

本件は、■■■■委員本人の議案でありますので、昭島市農業委員会会議規則第10条（議事参与の制限「委員会の委員は、自己または、同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」）に基づき退席いたします。

暫時休憩いたします。（■■■■委員退席）

議長

再開します。  
当該農地の耕作状況について説明願います。  
13番 野島委員説明願います。

13番委員

はい、説明いたします。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者、職代、宮崎委員、C班（木野委員、篠委員）と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を西に進み、■■■■を西に約500m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、稲刈りが終了したところでした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、稲作の準備（荒くれ、代かき、堀さらい、種まき、苗育成）、田植え。夏は、稲育成、畦の草刈り、防鳥対策。秋は、稲刈り、防鳥対策撤去。冬は、荒くれです。出荷状況は、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。  
以上です。

議長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同

ありません。

議長

質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同

異議なし。

議長

ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。  
議案第1号 番号1の審議が終了いたしましたので、■■■■委員の入室を願います。  
本件については、ご異議ないものと認められたことを報告します。  
暫時休憩いたします。

議長

再開します。

議長

次に、議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料

議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積49の内26㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積198㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積250㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積844㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積965㎡ 番号2-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,319㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積515㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積198㎡ 面積合計4,315㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年10月1

日から令和4年9月30日まで 備考 平成28年9月14日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長

当該農地の耕作状況について説明願います。  
13番 野島委員説明願います。

13番委員

はい、説明いたします。

番号2-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者の母・配偶者・弟、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■■へ約25m進み、左折し、■■■■■■を北東へ約425m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、樹木用の苗圃になっていまして、番号2-2と合わせて樹種が59種、全1351本栽培しています。中ほどに鉄板敷の搬出路、南側に土盛りがあり、他は全体に樹木が植えられていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春と夏は、生産管理、除草、防虫。秋は、生産管理、枯れ枝払い。冬は、生産管理、剪定です。出荷状況は、■■■■■■■■■■。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

続きまして、番号2-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者とその家族です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者の母・配偶者・弟、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間200日。土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■を■■■■■■へ約25m進み、左折し、■■■■■■を北東へ約576m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、樹木用の苗圃になっていまして、番号2-1と合わせて樹種が59種、全1351本栽培しています。中ほどには鉄板敷の搬出路、南東には野菜畑があります。野菜畑では、八ツ頭数株、モロヘイヤ1株、オクラ1株、ピーマン3株、ミョウガ8株が作付けされていまして。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、苗圃については、春と夏は、生産管理、除草、防虫。秋は、生産管理、枯れ枝払い。冬は、生産管理、剪定です。野菜畑については、春と夏は、八ツ頭、オクラ、ピーマン、茄子、キュウリ、モロヘイヤ、ミョウガ。秋は、休耕。冬はノラボーです。出荷状況は、■■■■■■です。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。

番号2-1の筆境について、現地に杭がなく確認できませんでした。また、そこにあるチップ小屋の扱いについて、事務局から補足説明があります。

事務局

はい、事務局。

総会資料4ページをご覧ください。■■■■■■と■■■■■■という筆がありますが、その境付近に鉄骨にビニールを張った施設がありまして、チップが中にあります。ここは適格者を受けの際に申請人と話をしまして、剪定した枝をチップにして堆肥化し、この苗圃で使用することでしたので、農業用施設として認められるものとなります。現地確認では境界線がかかっている、かかっていないという話になりましたが、どちらにしても問題のないものとなっていますので、よろしく願います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

4番委員 | その施設を作る時、農業委員会に許可申請はされていきましたか。

農政係長 | 適格者で現地を見に行った際に、お話を聞いて確認をしております。

4番委員 | わかりました。

議長 | 他に何か質問等ございますか。

委員一同 | ありません。

議長 | 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 | 異議なし。

議長 | ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 | 次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上程いたします。

総会資料 | 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次の通り提出する 令和4年10月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3-1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積899㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積52㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況田 面積1,342㎡ 地番■■■■ 登記簿田 現況畑 面積1,067㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積280㎡ 番号3-2 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積551㎡ 地番■■■■ 登記簿畑 現況畑 面積381㎡ 面積合計4,572㎡ 申請人 ■■■■ ■■■■ 引き続き農業経営を行っている期間 令和元年11月1日から令和4年9月30日まで 備考 平成7年9月20日付相続税納税猶予適格者証明発行

議長 | 当該農地の耕作状況について説明願います。  
8番 篠委員説明願います。

8番委員 | はい、説明いたします。  
番号3-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者の妹の配偶者、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間120日。土地の案内につきましては、■■■■と■■■■が交差する■■■■■■■■■■を■■■■へ194m進み、■■■■■■■■■■を左折し、南へ94m進み右折し、西へ84m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、梨が32本、新高、秋月、幸水を栽培していきまして、下草も良好な状態に管理されていきました。野菜はブロッコリー10作、茄子4作、オクラ4作、サツマイモ5作、モロヘイヤ等が栽培されていきました。地番■■■■は土壌改良中で、将来は里芋等を栽培予定とのことです。また、物置として使用中のビニールハウスが1棟ありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、梨の受粉・摘花・消毒、種まき、苗植え、管理、収穫。夏は、下草刈り、袋掛け、梨の収穫、種まき、苗植え、管理、収穫。秋は、土づくり、剪定、種まき、苗植え、管理、収穫。冬は、土づくり、剪定、種まき、苗植え、管理、収穫です。出荷状況は、■■■■と■■■■です。納税

猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、特にありません。  
続きまして、番号3-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和4年10月6日 立会い者は、申請者の姉の配偶者、会長、職代、宮崎委員、C班と私と事務局です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■■と■■■■が交差する■■■■■■■■■■から西へ15m進み左折し、■■■■■■■■■■の後ろの通りを南へ93m進み、右折し18m進んだ右側の農地です。農地の状況ですが、温室3棟で栽培・観賞用の花卉類を生産・栽培・販売しており、主にビオラ、パンジー等が栽培されています。1棟目の温室で約8割、2棟目の温室で約5割のポッド苗を栽培中で、温室以外の部分は防草シートで覆われていました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、出荷作業。夏は、栽培管理。秋は、栽培管理、植替え作業。冬は、土づくりです。出荷状況は、■■■■、■■■■、■■■■■■、■■■■■■へ出荷しています。納税猶予制度の説明は、致しました。指摘事項は、全体の面積に対して栽培量が少ない点を指摘しました。  
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。  
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）  
番号1 所在 ■■■■ 地番■■■■ 登記簿畑 現況宅地 面積306㎡ 譲受人 ■■■■ ■■■■ ■■■■ 譲渡人 ■■■■■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ ■■■■■■■■■ ■■■■ 持ち分■■■■ 転用目的 所有権移転 建売住宅

議長 当該農地の利用状況について説明願います。  
12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明いたします。  
番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料8ページのとおりです。案内図と公図は総会資料9ページを参照してください。調査年月日は、令和4年10月10日土地の案内につきましては、■■■■■■■■■■から、■■■■■■を東へ約210m進み左折し、■■■■■■に約20m進み右折し、北方向に約80m進み左折し、15m進んだ土地です。農地の状況ですが、更地状態で地盤工事中でした。周囲の状況ですが、東は、住宅。南は、住宅。西は、空き地。北は、アパートです。転用事業に関連する特記事項は、特にありません。  
以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長

それでは、以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者

議 長

委 員

委 員